

平成 23 年 12 月 1 日

サッカー団体各位

服部緑地指定管理グループ
服部緑地管理事務所

平成 24 年度 大会申込回数制限について

現在、年間を通して、サッカーをご利用していただける施設として、ナイター照明付きの人工芝サッカー場があります。

それ以外に、陸上競技場の期間を限定して、サッカー競技の利用を認めています。

サッカー利用に関しては、毎年、多数の団体からのお申し込みがあり、より多くの方にご利用いただくこととするため、下記のとおり申込回数を制限させていただいております。悪しからずご了承下さい。

【申込み回数】

1 団体あたり 4 回以内(1 回につき第 3 希望まで記入)

【割当て回数等】

- ① 陸上競技場でのサッカーで使用できる期間は、11 月から翌年 3 月までの 5 ヶ月です。
- ② 人工芝サッカー場は、年間を通じ土曜日、日曜日、祝日のいずれかについて 1 団体 3 回以内です。(平日は大会としてご利用できません。)
- ③ 予備日の扱いは認めていません。
- ④ 両施設とも雨天の場合でも使用可能です。(大雨洪水警報等の非常時を除く)
- ⑤ 詳細は管理事務所受付にお聞きください。

(大会様式1)

府営公園運動施設使用許可及び公園内行為許可願

平成 年 月 日

服部緑地指定管理グループ
服部緑地管理事務所長 様

申請団体名 印

住 所

代表者氏名 印

T E L

担当者氏名

連絡先携帯

平成24年度 大会申込みに関して、大阪府都市公園条例4条に基づき下記の提出書類を添え許可申請いたします。

記

提出書類

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ① 施設使用許可願(大会様式1)、予定表(大会様式2) | 1部 |
| ② 規約又は会則 | 1部 |
| ③ 役員名簿 | 1部 |
| ④ 事業計画書(大会実施要項・年間スケジュール表・試合形式等) | 1部 |
| ⑤ 経理内容を示す書類(事業収支が証明されるもの) | 1部 |
| ⑥ 後援名義の大会申請の場合は、下記のいずれか | 1部 |
| A. 当年度分承認書(受付時にコピーをした後、原本はお返しいたします) | |
| B. 当年度分承認申込書のコピー+提出確約書 | |
| C. 前年度承認書のコピー+提出確約書 | |

平成24年度 大会使用施設申込一覧表 (服部緑地)

申込団体名

担当者・連絡先

大会名	主催団体 (申込団体と同じ場合は記入不要)	種目	予定人数	使用を希望する日 (第3希望まで記入)	利用時間帯 9~17時	使用希望施設 (○印・面数・場所等を明記する)								支払方法 (○印)&OPAS口座確認			
						陸上競技場	人工芝サッカー場	写真判定装置	更衣室	マイクホン	テニスコート	軟式野球場	スポーツ広場B	スポーツ広場A	行為許可	現金	OPAS
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4								No.
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:
				① 月 日 () ② 月 日 () ③ 月 日 ()	時				1 2 - - 3 4		面	面	面	面			名義人:

(注) 1. 申込期間は、平成23年12月1日(木) 9:00~平成24年1月14日(土)17:00です。

2. 陸上競技場の11~3月の申込種目は、陸上トラック競技とサッカーのみ可能です。(フィールド競技はできません)

3. 陸上競技場のお支払いは現金扱いのみです。(オーパスカードはご利用になれません) 利用当日10時までに受付でお支払いください。

4. 管理事務所駐車場の駐車はお断りしています。(有料駐車場をご利用ください)

5. 各施設から出たゴミは使用者側が責任を持って各自、持ち帰らせてください。

大会使用に関するお願い

平素より服部緑地運動施設のご利用ならびに大会使用制度の適正な運営へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「大会使用」の使用許可に当たっては、「府営公園運動施設の使用許可に関する方針（平成18年12月25日改正）」に基づき、2.ア「大会使用」の①～③に該当するかどうかを確認させていただいています（下記参照）が、このほど平成21年度大会申請において下記②に該当することを証明する後援名義承認書が偽造されていた事実が発覚いたしました。

大阪府では、このことを重く受け止め厳重な処罰を求めていくこととし、各府営公園管理事務所に対して、下記②に該当することを証明する後援名義承認書については原本確認を徹底するよう指導がなされました。

本指導を受けまして、当管理事務所と致しましては、皆さまに以下のお願いをさせていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

- **下記②に該当することを証明する後援名義承認書等については、写しの提出と併せて原本の提示（以下、「提出」という）をお願いいたします。**
- **大会使用申請時点で、事情により後援名義承認書等が提出できない場合は、提出することの確約書を提出していただくとともに、後援名義の承認が下り次第、速やかに提出をお願いいたします。**
- **使用日の10日前までに提出がない場合は、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなる場合があります。（不許可もしくは許可取り消しとなった場合は、翌年度以降の優先予約の際に後援名義を前提とした取り扱いができなくなりますのでご注意ください。）**

なお、後援名義承認書等が提出されない場合のほか、下記方針の①～③に該当しない場合、もしくは申請内容に虚偽があったとみなされた場合においても、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

平成23年12月1日
服部緑地管理事務所

府営公園運動施設の使用許可に関する方針

～抜粋～

昭和57年 4月 1日施行
平成18年12月25日改正施行

2 使用許可の種類

使用形態から使用区分を次のとおりとする。

ア 「大会使用」

各種団体が実施するスポーツ競技大会に使用する場で、次のいずれかに該当するもの。大会使用日程の決定にあたっては、使用希望団体相互の協議の場を設け、その協議の結果をひまえ調整する。調整が困難な場合の優先順位は以下のとおりとする。

- ① 国または地方公共団体が主催するもの
- ② 体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する団体（非営利）が国または地方公共団体の後援を得て実施するもの
- ③ 広域的規模のもの

イ 「一般使用」

ア以外のもの

確 約 書

平成 年 月 日

服部緑地指定管理グループ
服部緑地管理事務所長 様

団体名 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

電 話 _____ () _____

当団体は、服部緑地運動施設の大会使用申請にあたり、下記大会に係る国又は地方公共団体の後援名義の承認が下り次第、速やかに後援名義承認書等の写しの提出及び原本の提示を行うことを確約いたします。

なお、使用日の10日前までに後援名義承認書等の提出を行わなかった場合は、

- ・大会使用による優先予約の前提条件※を達成できていないため、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなること (※「府営公園運動施設の使用許可に関する方針」2. アによる)
- ・翌年度以降の優先予約の際には、後援名義を前提とした取り扱いがなされないこと

に対して異議申し立てを致しません。

— 記 —

使用希望日	大会名	後援名義申請先
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

府営公園運動施設の使用許可に関する方針

～抜粋～

昭和57年 4月 1日施行
平成18年12月25日改正施行

2 使用許可の種類

使用形態から使用区分を次のとおりとする。

ア 「大会使用」

各種団体が実施するスポーツ競技大会に使用する場で、次のいずれかに該当するもの。大会使用日程の決定にあたっては、使用希望団体相互の協議の場を設け、その協議の結果をふまえ調整する。調整が困難な場合の優先順位は以下のとおりとする。

- ① 国または地方公共団体が主催するもの
- ② 体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する団体（非営利）が国または地方公共団体の後援を得て実施するもの
- ③ 広域的規模のもの

イ 「一般使用」

ア以外のもの